

指名競争入札（電子入札方式）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、県が発注する建設工事並びに建設工事に係る委託業務（以下「建設工事等」という。）について、発注者及び入札参加業者の負担軽減を図るため、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札を行う指名競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施に関し、和歌山県公共工事等電子入札運用基準（平成19年6月1日施行。以下「運用基準」という。）その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 本競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、県が発注する建設工事等のうち次の表に掲げるもので知事が選定したものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、次の表に掲げるもの以外についても対象とすることができるものとする。

種別	対 象
建設工事	予定価格が500万円以上26億3,000万円未満のもの
建設工事に係る委託業務	予定価格が2億6,000万円未満のもの

（入札の執行者）

第3条 本競争入札の執行は、和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）に規定する課（室）及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第2条に規定するかい（教育委員会及び警察本部に属するものを除く。）のうち対象工事等を執行する課（営繕工事等については、公共建築課とする。）の長又はかい長（以下「入札執行者」という。）が行うものとする。

（指名通知）

第4条 対象工事等を本競争入札に付するときは、指名通知書を当該入札の参加指名業者（以下「入札者」という。）に対して電子入札システムにより発行するものとする。

2 前項の場合において、入札者は、指名通知書を入札者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。

3 入札者は、指名通知書を受領したときは、受領確認書を電子入札システムにより提出するものとする。

(図面及び仕様書等の閲覧等)

第5条 入札者の閲覧に供する図面及び仕様書(以下「仕様書等」という。)の閲覧については、工事の設計単価、設計金額等閲覧に供することが不適当な事項がないかを確認し、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム(以下「入札情報システム」という。)により、インターネットを利用して取得させるものとする。

(予定価格の作成)

第6条 予定価格及び予定価格の105分の100に相当する入札書比較価格(以下「予定価格等」という。)は、入札執行者が作成するものとする。ただし、本庁における入札の執行に係るものについては知事が指名した者が作成するものとする。

2 予定価格等を記載する予定価格調書の様式は、別記様式1に準じるものとする。

(最低制限価格の設定)

第7条 予定価格等を作成した者は、特に必要と認める場合には、最低制限価格及び最低制限価格の105分の100に相当する入札書比較価格(以下「最低制限価格等」という。)を設けることができる。

(調査基準価格の設定)

第8条 予定価格等を作成した者は、低入札価格調査制度により入札を執行する場合には、調査基準価格及び調査基準価格の105分の100に相当する入札書比較価格(以下「調査基準価格等」という。)を設けなければならない。

(予定価格に係る入札書比較価格の公表)

第9条 予定価格の105分の100に相当する入札書比較価格は、あらかじめ入札者に対して電子入札システムにより公表するものとする。

(入札の延期又は取りやめ等)

第10条 入札執行者は、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることができるものとする。また、入札した者が1者のみであった場合は、入札を取り止めることとする。

(工事費内訳書の提出等)

第11条 入札執行者は、本要領により実施する建設工事に係る入札において最低制限価格又は調査基準価格を設定した場合は、入札書に工事費内訳書を添付(以下「入札書等」という。)

のうえ電子入札システムにより提出させるものとする。

2 工事費内訳書の様式は、別記様式2を標準様式とする。

(入札書等の提出期限等)

第12条 入札書等の提出期限(以下「提出期限」という。)は、開札日の前日(その日が和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。)の午後5時30分とし、開札日の前日から起算して3日前(休日を含まない。)までの期間のうち運用基準第3項に定める電子入札システム利用可能時間を入札書等の電子入札システムによる提出可能期間(以下「提出期間」という。)とする。

2 入札者は、入札書等を提出期限までに提出しなければならない。

3 入札書等は、入札書受付票が電子入札システムにより発行されたことをもって提出されたものとする。

4 前項の場合において、入札者は、入札書受付票を入札者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。

5 提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

6 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

7 入札書等の到達の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札者が1人の場合においてその者がした入札

(3) 同一事項の入札について、入札者が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(4) 工事費内訳書の提出が必要な対象工事等において、工事費内訳書を電子入札システムにより提出しない者がした入札

(5) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

(6) 入札執行者の承諾を得ずに書面による入札をした入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の失格)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 最低制限価格に対する入札書比較価格未満の入札をした者

(2) 低入札価格調査実施要領（平成 16 年 6 月 15 日制定。以下「低入札要領」という。）による低入札調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者

(3) 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者

(4) 和歌山県と契約を締結する権限を有する者が変更となっているにもかかわらず、変更前の IC カードを使用して入札に参加した者

（開札）

第 15 条 開札は、指名通知書に示す日時に行うものとする。

2 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3 入札執行回数は、1 回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、開札を終了するものとする。

4 入札執行者は、同じ最低価格をもって入札した者が 2 人以上ある場合は、直ちに電子入札システムにおけるくじ機能を用い、電子くじを行い、順位を決定するものとする。ただし、これらの者の入札金額が調査基準価格に対する入札書比較価格を下回っている場合には、低入札要領に基づき、調査後にくじを行うものとする。

（落札決定方法）

第 16 条 入札執行者は、予定価格に対する入札書比較価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けたときは、予定価格に対する入札書比較価格の範囲内の価格で最低制限価格に対する入札書比較価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者とする。

3 調査基準価格を設けたときは、予定価格に対する入札書比較価格の範囲内の価格で調査基準価格に対する入札書比較価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者とする。ただし、調査基準価格に対する入札書比較価格未満の価格をもって入札した者があるときは、調査基準価格に対する入札書比較価格未満の応札があった旨を記載した保留通知書を電子入札システムにより発行し、当該入札を行った者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査のうえ、落札の可否を決定するものとする。

4 入札執行者は、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額をもって、落札価格としなければならない。

5 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札者決定通知書を電子入札システムにより発

行するものとする。

- 6 前項の場合において、入札者は、落札者決定通知書を入札者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。

(入札結果等の公表)

第 17 条 入札執行者は、当該入札における結果記入した入札執行調書（別記様式 3）を落札決定後速やかに入札情報システムにより公表するとともに、発注機関において閲覧に供するものとする。

(契約書等の提出)

第 18 条 入札執行者は、落札者に契約書の案を交付し、これに記名、押印させ、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して 5 日以内に、これを提出させなければならない。ただし、落札者が書面によりその延期を申し出た場合において事情やむを得ないと認められたときは、この期限を延長することができる。

- 2 入札執行者は、落札者に消費税に係る課税事業者届出書（別記様式 4）又は免税事業者届出書（別記様式 5）を交付し、これを契約書の案とともに提出させなければならない。

- 3 県議会の議決を要する契約については、仮契約書の案を提出させなければならない。

- 4 入札執行者は、落札者に対し工事の施工に関する次の事項を記載した書面を提出させることができる。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体等の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行し、施行日以後に第 4 条第 1 項に規定する指名通知書の電子入札システムによる発行を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行し、施行日以後に第 4 条第 1 項に規定する指名通知書の電子入札システムによる発行を行う対象工事から適用する。